

三重とこわか国体 四日市市医療救護対策実施要項

1 趣旨

この要項は、第76回国民体育大会四日市市医事・衛生基本計画に基づき、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」（以下「大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊等を置く。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急措置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(3) 炬火イベント等における医療救護

四日市市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに四日市市実施

本部に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、四日市市消防本部消防救急課と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成31年 3月 8日から施行する。